

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	SBIインシュアランスグループ株式会社	コード	7326
提出日	2020/6/3	異動（予定）日	2020/6/23
独立役員届出書の提出理由	独立性基準の改訂に伴い、新たな独立役員の指定を行うため。		
<input type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし
1	永末 裕明	社外取締役	○													○		
2	渡邊 啓司	社外取締役				△											指定解除	
3	神山 敏之	社外監査役	○													○	指定	有
4	大鶴 基成	社外監査役														○		
5	松尾 清	社外監査役														○		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	永末裕明氏は、長年にわたる損害保険会社の企業経営者としての豊富な知見と幅広い見識を有しております。2017年に当社取締役就任以来、社外取締役の立場から当社経営に対する有用な提言等をいただいていることから、引き続き社外取締役候補者として選定致しました。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、かつ当社が定める独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、引き続き独立役員として選定致しました。
2		
3	該当事項はありません。	神山敏之氏は、銀行等における長年の経験を通じ、金融分野における豊富な知見と高い見識を有しております。2017年に当社監査役に就任以来、取締役の職務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、かつ当社が定める独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、新たに独立役員として選定致しました。
4		
5		

4. 補足説明

当社は、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、次に定める独立性の基準を満たす場合、当該社外取締役または社外監査役は当社に対する独立性を有していると判断し、独立性基準を満たす者の中から東京証券取引所の定める独立役員を指定します。

<独立性基準>

- 現在または就任の前10年間のいずれにおいても、当社及び子会社の役員※1または使用人でないこと
 - 現在または就任の前5年間、当社の主要株主※2（主要株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の役員※1または使用人）でないこと
 - 現在または就任の前5年間、当社と当社の連結収益の2%を超える取引がある者またはその会社の業務執行者※3でないこと
 - 現在または就任の前5年間、当社及び子会社の主要な借入先（連結総資産の2%超）の業務執行者※3でないこと
 - 現在または就任の前5年間、当社から役員報酬以外に多額の金銭（年間100万円超）その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は、当該団体に所属し当社に關与している者をいう。）でないこと
 - 現在または就任の前5年間、当社から多額の寄付（年間100万円超）を受けている法人・組合等の団体の業務執行者※3でないこと
 - 過去10年間に於いて、当社の親会社※4の「業務執行者または業務執行者でない取締役」でないこと
 - 過去10年間に於いて、当社の親会社※4の監査役でないこと（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - 過去10年間に於いて、兄弟会社※5の業務執行者でないこと
 - 上記1.～9.の者※6の2親等以内の親族または生計を一にする者でないこと
 - その他利益相反が生じるおそれがないと取締役会が判断した者
- ※1 …取締役（社外取締役を除く）及び監査役（社外監査役を除く）
 ※2 …議決権の10%以上を保有する株主
 ※3 …取締役（社外取締役を除く）及び使用人
 ※4 …「親会社」とは、財表規則第8条第3項に規定する親会社
 ※5 …「兄弟会社」とは、当社と同一の親会社を有する他の会社
 ※6 …法人・組合等の団体である場合、その役員・部長クラスの者

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。